

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

| Plan! 行財政構造改革・実行計画 | | |
|---|----------------|------------------|
| No. | 改革項目(名称) | 担当課 |
| 49 | 公共施設ストック計画※の作成 | 建築課 電話 653 |
| 実施内容 | | |
| 今後の修繕・更新計画の基礎資料とするため、市が所有または管理する施設の種類、耐用年数、更新年度等を明らかにした公共施設ストック計画の作成に着手する | | |
| 位置づけ | 大綱 | 基本目標3 健全な財政運営の推進 |
| | 実行計画 | 3-(5) 財政の健全性の維持 |

■特記事項(実施内容の変化など)

公共施設ストック計画の方針を決定し、施設ごとの保全計画を策定して事業を進める。

※公共施設ストック計画とは
公共施設の計画的で適切な維持管理や、効果的な予防保全を通して長寿命化を図るとともに、今後の財政負担の軽減や公共施設の機能向上を目的として策定する計画。

■進行スケジュール

| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 当初計画スケジュール | ○ | ▲ | ▲ | ● | → | | | | | |
| H19改訂スケジュール | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | → | → | → | → |

【凡例】

- 実施
 - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
 - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
 - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
 - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

| Plan! 改革の取組み予定 | | |
|-------------------|--|-----|
| 年度 | | マーク |
| ▼ 平成19年度における取組み予定 | | |
| 17 | ①公共施設ストック計画策定委員会の設置 ②現状整理と基本方針の策定 ③現地調査・点検の検討 | ○ |
| 18 | ①健全度評価手法に関する検討 ②現地調査・点検等施設の現状把握 ③ライフサイクルコスト算定手法の検討 ④システム構築の課題検討 | ▲ |
| 19 | ①市有公共施設の保全に関する基本方針の策定 ②市有公共施設の施設カルテの作成 | ▲ |
| 20 | ①市有公共施設の施設カルテの作成 ②施設の劣化調査 | ▲ |
| 21 | ②施設の劣化調査 ③保全計画の作成 | ● |
| 22 | | |
| 23 | | |
| 24 | | |
| 25 | | |
| 26 | | |

| Do! 改革の取組み | | |
|--------------------------|---|-----|
| 年度 | | マーク |
| ▼ 平成19年度までの取組み結果 | | |
| 17 | ・公共施設ストック計画策定委員会を11月1日に設置。11月、2回にわたり委員会を開催し、事務局のストック計画の取組みについて説明を行った。 ・建築物の現況、管理状況調査の実施 | ○ |
| 18 | ・平成18年度公共施設ストック計画策定委員会を3回実施し、本市が保有している公共施設の建築物、道路、公園、下水道、水道にわたる全ての分野について検討を進め、水道を除く全ての施設を対象に中長期的な保全計画の策定を実施する。そのため公共施設の保全に関する基本方針を策定する。 | ▲ |
| 19 | ①市有公共施設の保全に関する基本方針の策定 ②公共施設の台帳及びデータ整理等 | ▲ |
| ▼ 評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!) | | |
| 20 | ①市有公共施設の施設カルテの作成 ②施設の劣化調査 ③台帳のデータベース化 | ▲ |
| 21 | ①施設の劣化調査 ②設計図書の電子データ化 ③保全計画の作成 | ▲ |
| 22 | ①保全計画により、事業着手 | ● |
| 23 | | ↓ |
| 24 | | ↓ |
| 25 | | ↓ |
| 26 | | ↓ |

| Check! 19年度の取組みへの評価 | |
|---|--|
| ・市有公共施設の保全に関する基本方針(平成19年7月決定) ①現状とストックマネジメントの方向 ②長寿命化に向けた取組み ③ストックマネジメント推進のための取組 ④市有公共施設の現状と課題及び保全の取組について整理 ストックマネジメント調整委員会の設置(平成19年8月16日) | |

Action! 評価を踏まえ改善する内容

公共施設は、管理所管ごとに公共建築物、道路施設、上・下水道施設の保全計画を作成し、取り組む。ただし、建築物については多岐にわたることから建築課で取りまとめを行う。

北海道及び国等のガイドラインに基づくほか、管理システムや施設データの整備を行うこととし、個別の保全方針を決定する。